

小地域ネットワーク活動推進事業 実施要綱

1. 目的

近年、地域で孤立する高齢者等の存在や地域間の関係性の希薄化がクローズアップされる一方、高齢化率の上昇などにより、地域内での見守り・支え合い活動の重要性は年々増し続けています。

また、全国各地で地震や津波などの大規模災害や、本市において平成24年に発生した暴風雪による大規模停電により、日頃からの備えが重要であるということが明確となりました。

それらを踏まえ、登別市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、市と町内会、民生委員・児童委員との連携・協働により、平常時から要支援者に関する情報を把握・共有し、情報の伝達手段・伝達方法の整備及び避難誘導の支援体制づくりをめざし、小地域を単位とした要支援者一人ひとりに近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開する小地域ネットワーク活動を推進します。

2. 事業主体 社会福祉法人 登別市社会福祉協議会

3. 活動推進主体 きずな推進委員会

4. 活動実施主体 市内の単位町内会、町会、自治会など
※ただし、複数の町内会が合同で実施することは差し支えありません。

5. 連携協力 登別市、登別市連合町内会、登別市民生委員児童委員協議会

6. 必須活動項目

活動を実施する町内会は、次の取り組みを必ず行うこととします。

①対象者の把握

1) きずなづくり台帳の配付、回収及び更新

…原則年1回行います。

台帳の記載情報の提供に同意があった場合、その情報は市が整備する避難行動要支援者名簿に登録されます。

2) きずな安心キットの配付

②連絡体制づくり

1) 福祉委員の配置 … 上記の活動を行う人を福祉委員として名称を統一して活動します。（役職を兼務していても構いません）

2) 町内会の連絡体制の整備（災害・緊急時や支援対象者への連絡体制を含む）

7. 任意活動項目

各町内会の実情に合わせて、次の取り組みを行うこととします。

①組織化

1) 福祉部の設置

- 2) 福祉定例会の開催（福祉委員同士の情報共有の場を設定）
- 3) 福祉マップの作成（支援を必要とする地域住民の情報の地図化）

②個別支援

- 1) さりげない見守り活動の実施
- 2) 見守り訪問活動の実施（話し相手など含む）
- 3) 対象者宅での支援（ゴミ出し、掃除のお手伝い、戸口付近の雪かきなど）

③交流事業

- 1) ふれあい会食会
- 2) ふれあい・いきいきサロン
- 3) その他の主要な交流事業

④自主防災

- 1) 避難訓練の実施
- 2) 自主防災組織の設置
- 3) 避難計画の策定

8. 対象者の目安

次の目安に定める対象者に対し、活動を行います。ただし、各町内会の実情により目安に該当しない場合であっても、活動を行うことができます。

- 1) 概ね75歳以上であり、日常的に見守りや声かけが必要な方
- 2) 概ね75歳以上の夫婦であり、日常的に見守りや声かけが必要な世帯
- 3) 高齢や障がい等により身体が不自由な方
- 4) 認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分な方
- 5) 災害時、自ら避難することが困難な方

9. 参加町内会等に対する本会からの支援

- 1) きずなづくり台帳及びきずな安心キットを無償提供します。
…キットを配付済みの町内会に対しても、新規・変更分の台帳と追加分のキットを無償提供します。
- 2) 避難行動要支援者名簿を各町内会の役員、最大5名分まで提供します。
…すでに避難行動要支援者名簿を所持している町内会については、全員分の旧名簿と交換にて提供します。
- 3) 小地域ネットワーク活動支援費として、避難行動要支援者名簿登録人数1人あたり60円を助成します。
また、福祉部を設置して活動を行う町内会に対して連絡経費として3,000円を加算します。
ただし、平成28年度活動町内会については、平成29年度及び平成30年度において、活動支援費減額緩和措置として、次の支援を行います。

年度	減額緩和措置額
平成29年度	平成28年度基本助成額と第11条に定める基本助成額の差に2/3を乗じた額
平成30年度	平成28年度基本助成額と第11条に定める基本助成額の差に1/3を乗じた額
※一円単位切り上げ	

10. 各種様式

- 〔様式1 青色〕小地域ネットワーク活動推進事業参加申込書
- 〔様式2 黄色〕福祉委員名簿
- 〔様式3 赤色〕きずなづくり台帳提出書及び避難行動要支援者名簿受取書
- 〔様式4 緑色〕小地域ネットワーク活動推進事業 活動報告書
- 〔様式5 白色〕名簿除外対象者報告書

11. 活動の流れについて

【活動実施前】

様式1及び様式2を提出ください。
 …提出後随時必要分の台帳・キットを提供します。

【随時】

対象者への台帳・キットの配付、回収及び更新を行ってください。
 …町内会の実情に合わせて行ってください。
 …すでに配付済みの世帯に対しても、内容確認・更新を行ってください。

【本会の12月最終営業日まで】※期日は年度ごと変わります

回収台帳、様式3及び様式5を提出ください。
 …様式5は、避難行動要支援者名簿を所持している町内会のみご提出ください。

【翌年度本会4月最終営業日まで】

様式4を提出ください。

12. 避難行動要支援者名簿の取り扱いについて

- 1) 避難行動要支援者名簿取扱者は、町内会役員最大5名まで提供します。
- 2) 登録されている情報は必要の範囲内で、名簿取扱者に限らず共有することができます。
- 3) 避難行動要支援者名簿は複写厳禁とします。

13. 個人情報の取り扱いについて

本事業にかかる申込書等に記載された個人情報は、本会事業に関わる運営管理にのみに利用させていただきます。

14. お問い合わせ・提出先

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会 地域福祉課
 〒059-0016 登別市片倉町6-9-1 登別市総合福祉センター しんた21内
 TEL: 0143-88-0860 FAX: 0143-88-4546 E-mail: info@kizuna-shakyo.jp